

議案第 15 号

多可町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について

多可町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 3 月 1 日提出

多可町長 吉 田 一 四

多可町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

条例第 号

多可町子ども・子育て会議条例（平成25年多可町条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第77条第1項各号」を「第72条第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

多可町子ども・子育て会議条例の新旧対照表

現 行	改 正
<p>(任務)</p> <p>第2条 子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）<u>第77条第1項各号</u>に掲げる事務を処理するとともに、町が実施する児童福祉法（昭和22年法律第164号）その他の子どもに関する法律による施策について町長又は教育委員会の諮問に応じ調査審議する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(任務)</p> <p>第2条 子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）<u>第72条第1項各号</u>に掲げる事務を処理するとともに、町が実施する児童福祉法（昭和22年法律第164号）その他の子どもに関する法律による施策について町長又は教育委員会の諮問に応じ調査審議する。</p> <p>2 (略)</p>